

国立研究開発法人科学技術振興機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当機構は、科学技術基本計画の中核的実施機関として科学技術イノベーションの創出に貢献するため、科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略の立案、科学技術イノベーション創出の推進、科学技術イノベーション創出のための基盤形成及びその他行政のために必要な業務などの事業を実施している。このように、幅広い業務を総合的に推進しており、同様の業務を網羅した他の独立行政法人や民間企業等はないと考えている。

また、役員には、当機構の業務を最適に運営するための組織運営に関する高度な知識と経験を有するとともに、我が国や世界の科学技術の動向を理解し我が国の科学技術振興の実施にあたることのできる極めて高度な専門能力が求められる。

以上から、役員の報酬等の支給基準については、独立行政法人通則法において国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該独立行政法人の業務の実績等を考慮して定めることとされているため、国家公務員指定職俸給表相当とし、国家公務員の給与改定が行われた際には同様の改定を行っている。

② 平成26年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬規程において業績を反映させる旨を規定しており、6月期及び12月期の期末特別手当において、支給割合全体に対して、文部科学大臣が行う業績評価の結果を勘案し、各役員の職務実績に応じて、理事長が定める割合を乗じることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成26年度における改定内容

理事長

役員報酬支給基準は、月額及び期末手当から構成されている。月額については、役員報酬規程により、本俸に特別調整手当(本俸に支給割合を乗じた額)を加算される。

期末特別手当についても役員報酬規程により、基準額〔(本俸+特別調整手当+本俸×100分の25)+(本俸+特別調整手当)×100分の20〕に支給割合(6月期1.4月、12月期1.7月)及び業績評価及び職務実績に応じた理事長の定める割合を乗じ、さらに、基準日前6ヶ月以内に在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成26年度では、国家公務員指定職の改定に準拠した期末特別手当支給率の引上げ(年間0.15ヶ月分)を実施した。

理事

同上

監事

同上

監事(非常勤)

役員報酬規程により、月額として非常勤役員手当のみとなっている。なお、常勤監事の本俸額を元に勤務日数に応じた金額となっている。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成26年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
理事長	千円 17,119	千円 12,060	千円 4,697	千円 362 0 (特別調整手当) (通勤手当)			
A理事	千円 15,204	千円 9,828	千円 4,069	千円 1,179 127 (特別調整手当) (通勤手当)			◇
B理事	千円 14,175	千円 9,828	千円 3,828	千円 295 225 (特別調整手当) (通勤手当)			※
C理事	千円 14,177	千円 9,828	千円 3,828	千円 295 227 (特別調整手当) (通勤手当)			※
D理事	千円 14,050	千円 9,828	千円 3,793	千円 295 133 (特別調整手当) (通勤手当)			
A監事	千円 12,295	千円 8,424	千円 3,281	千円 253 338 (特別調整手当) (通勤手当)			※
B監事 (非常勤)	千円 1,260	千円 1,260	千円 0	千円 0 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

理事長

当機構は、科学技術基本計画の中核的実施機関として科学技術イノベーションの創出に貢献するため、科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略の立案、科学技術イノベーション創出の推進、科学技術イノベーション創出のための基盤形成及びその他行政のために必要な業務などの事業を実施しており、特に、iPS細胞の研究、青色発光ダイオードの開発などで成果を挙げるとともに、平成25年度に係る業務の実績に関する評価では、全てS又はAと評価されている。

こうした組織の中で、理事長には、当機構の業務を最適に運営するための組織運営に関する高度な知識と経験を有するとともに、我が国や世界の科学技術の動向を理解し我が国の科学技術振興の実施にあたることのできる極めて高度な専門能力が求められる。理事長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬額3,112万円や事務次官の年間給与額2,265万円と比較して下回っていることから、上記の職務内容の特性や民間企業の状況などを踏まえると報酬水準は妥当であると考えられる。

当機構では、理事長の報酬月額を指定職6号俸相当として定めているが、指定職6号俸が適用される官職である研究所・試験所の長等は職責等に近い。

なお、当機構は、上記の通り、幅広い業務を総合的に推進しており、同様の業務を網羅した他の法人や民間企業はないと考えている。

理事

当機構は、科学技術基本計画の中核的実施機関として科学技術イノベーションの創出に貢献するため、科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略の立案、科学技術イノベーション創出の推進、科学技術イノベーション創出のための基盤形成及びその他行政のために必要な業務などの事業を実施しており、特に、iPS細胞の研究、青色発光ダイオードの開発などで成果を挙げるとともに、平成25年度に係る業務の実績に関する評価では、全てS又はAと評価されている。

こうした組織の中で、理事には、担当する業務に関して、我が国や世界の科学技術の動向を理解し我が国の科学技術振興を推進する極めて高度な専門能力と担当組織を最適に運営するための組織運営の高度な知識と経験が求められる。

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬額3,112万円や事務次官の年間給与額2,265万円と比較して下回っていることから、上記の職務内容の特性や民間企業の状況などを踏まえると報酬水準は妥当であると考えられる。

当機構では、理事の報酬月額を指定職3号俸相当として定めているが、指定職3号俸が適用される官職である研究所・試験所の長等は職責等が近い。

なお、当機構は、上記の通り、幅広い業務を総合的に推進しており、同様の業務を網羅した他の法人や民間企業はないと考えている。

監事

当機構は、科学技術基本計画の中核的実施機関として科学技術イノベーションの創出に貢献するため、科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略の立案、科学技術イノベーション創出の推進、科学技術イノベーション創出のための基盤形成及びその他行政のために必要な業務などの事業を実施しており、特に、iPS細胞の研究、青色発光ダイオードの開発などで成果を挙げるとともに、平成25年度に係る業務の実績に関する評価では、全てS又はAと評価されている。

こうした組織の中で、監事には、内部統制の観点からその権限が強化され、業務監査にかかる高度な知識と経験が求められるとともに、我が国や世界の科学技術の動向や我が国の科学技術振興の推進について理解し、適切な監査を行うことにより、組織を最適に運営する能力が求められる。

監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬額3,112万円や事務次官の年間給与額2,265万円と比較して下回っていることから、上記の職務内容の特性や民間企業の状況などを踏まえると報酬水準は妥当であると考えられる。

当機構では、監事の報酬月額を指定職1号俸相当として定めているが、指定職1号俸が適用される官職である研究所・試験所の長等は職責等が近い。

なお、当機構は、上記の通り、幅広い業務を総合的に推進しており、同様の業務を網羅した他の法人や民間企業はないと考えている。

監事(非常勤)

非常勤監事についても、監事と同等の能力及び知識・経験等が求められることから、監事の本俸額を元に勤務日数に応じた報酬額となっており、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や参考となる民間企業役員の年間報酬との比較などを考慮すると、法人の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成26年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
理事長	該当者なし					
理事A	4,514	3	9	H25.9.30	1.0	
監事A	該当者なし					

注1:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注2:理事Aについては、既に仮の業績勘案率により算出した支給額(4,514千円、平成25年度)を当該役員に対して仮支給していたが、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定したことにより確定した退職手当の総額である。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
理事長	該当者なし
理事A	当該理事は、新技術の創出に関する研究(戦略的基礎研究、研究開発戦略の立案など)に関する業務を中心に担当し、戦略的な基礎研究の推進事業などについて、中期計画・年度計画を着実に達成・実施するとともに、平成22年度に新たに発足した先端的低炭素化技術開発の事業を着実に推進するなど機構の業務運営に多大な貢献をしたことから、当該理事の業績勘案率については、文部科学省独立行政法人評価委員会において1.0と決定された。
監事A	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員報酬規程において業績を反映させる旨を規定しており、6月期及び12月期の期末特別手当について、文部科学大臣が行う業績評価の結果を勘案し、各役員の職務実績に応じて、理事長が定めることとしており、今後も継続していく考えである。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

社会一般の情勢に鑑み、人事院勧告等を考慮しつつ、中期計画の人件費の総額の範囲内で、機構の事業実績に関する評価結果を反映するとともに、優秀な人材確保の観点も踏まえ、かつ労使間の協議を経て互いの信頼関係を損なわない給与水準の決定を行っている。
当機構と同様の業務を網羅した他法人、民間企業はないと考えているため、平成26年度賃金構造基本統計調査における学術・研究開発機関の平均年間給与額7,952千円（大学・大学院卒／従業員10人以上）や平成26年度国家公務員給与等実態調査における国家公務員研究職の平均年間給与額8,877千円を参考にしている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

平成18年度より新たな人事評価制度を導入し、職員の勤務成績及び能力評価を実施して昇給及び期末手当（6月期及び12月期）への反映を行っている。また、これらの評価結果を各役職への昇任に反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本給	人事評価(発揮能力評価)に基づき、職員の昇給幅(7号給から0号給の範囲内)を決定し、昇給させる。
期末手当	人事評価(業績評価)に基づき、6月期及び12月期の期末手当に評価率を加えている。(支給割合の100分の30に評価率を乗じている)
本給・役職手当	勤務成績が優秀であった職員については昇給・昇任させて、本給・役職手当へ反映させている。

③ 給与制度の内容及び平成26年度における主な改定内容

職員給与規程に則り、本給及び諸手当（超過勤務手当、役職手当、地域調整手当、広域異動手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、寒冷地手当、単身赴任手当及び期末手当）としている。
期末手当については、①期末手当基準額〔（本給＋役職手当＋扶養手当）×（1＋地域調整手当及び広域異動手当支給割合）〕に支給割合（6月に支給する場合には100分の190、12月に支給する場合には100分の220）を乗じ、さらに、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合、及び評価率を乗じて得た額、②本給×（1＋地域調整手当及び広域異動手当支給割合）に、職務段階に応じた割合及び①の支給割合を乗じ、さらに、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合、及び評価率を乗じて得た額、の合計額としている。
なお、平成26年度では、国家公務員の給与改定に順じ、①本給表の引上げ（+0.3%）、②通勤手当の引上げ（自転車等使用者）、期末手当の支給割合の引上げ（+0.15月）を実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

（年俸制適用者を除く）

区分	人員	平均年齢	平成26年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 405	歳 43.8	千円 7,979	千円 5,879	千円 164	千円 2,100
事務・技術	人 405	歳 43.8	千円 7,979	千円 5,879	千円 164	千円 2,100
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	人 1	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

任期付職員	人 151	歳 51	千円 6,110	千円 5,743	千円 187	千円 367
事務・技術	人 41	歳 45.6	千円 5,344	千円 3,991	千円 163	千円 1,353
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
民間企業出向者	人 110	歳 53	千円 6,395	千円 6,395	千円 196	千円 0

再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
-------	------------	---	----	----	----	----

非常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
-------	------------	---	----	----	----	----

(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	平成26年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 54	歳 41.1	千円 6,495	千円 6,495	千円 237	千円 0

在外職員 (任期付職員)	人 2	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
-----------------	--------	--------	---------	---------	---------	---------

任期付職員	人 258	歳 52.3	千円 6,537	千円 6,537	千円 221	千円 0
事務・技術	人 152	歳 62.3	千円 6,749	千円 6,749	千円 245	千円 0
研究職種	人 95	歳 38.1	千円 6,158	千円 6,158	千円 180	千円 0
民間企業出向者	人 11	歳 37.9	千円 6,877	千円 6,877	千円 247	千円 0

再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
-------	------------	---	----	----	----	----

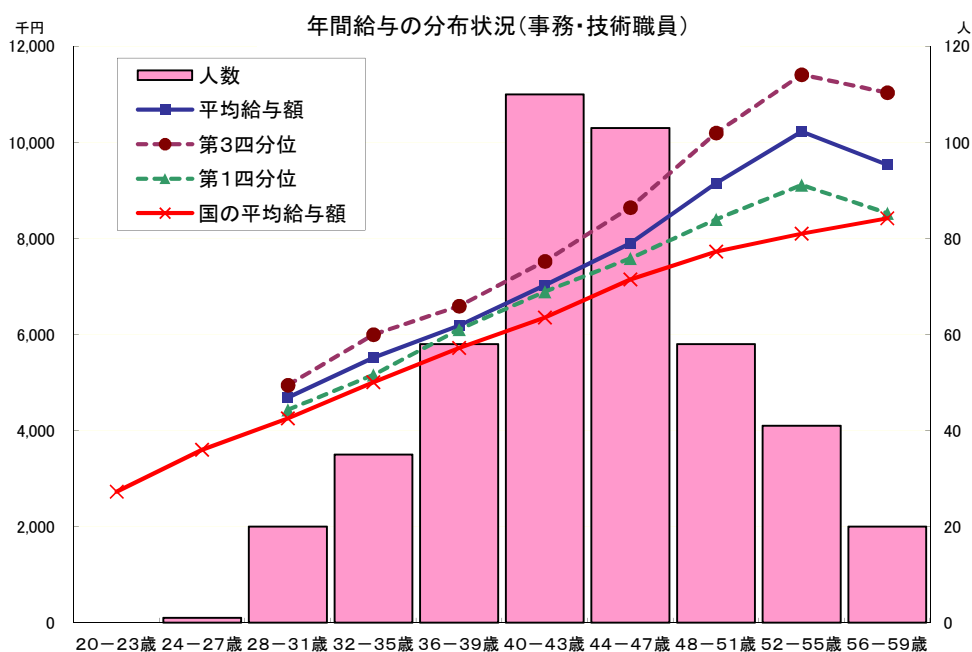
非常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
-------	------------	---	----	----	----	----

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:医療職種(病院医師・病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)については該当者がいないため、省略している。

注3:在外職員については、該当者が2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外について記載していない。

- ② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)
 [在外職員、再任用職員を除き、任期付職員のうち、出向者及び年俸制以外の事務・技術職員を含む。
 以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。
 注2:年齢24-27歳の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
代表的職位	人	歳	千円	千円
・本部部次長	36	53.1	11,217	13,904～9,372
・本部課長	78	48.5	9,474	11,093～7,282
・本部専門役	6	55.0	8,864	9,099～8,528
・本部課長代理	151	44.5	7,533	9,309～4,224
・本部係長	173	39.1	5,970	8,889～3,097
・本部係員	2	—	—	—

注1:常勤職員の他、任期付事務・技術職員41人を含む。
 注2:本部係員の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額については記載していない。

④ 賞与(平成26年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	69.8%	69.8%	69.8%
	査定支給分(勤勉相当)	30.2%	30.2%	30.2%
	(平均)	%	%	%
	最高～最低	32.5～30.0	32.5～24.0	32.5～27.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	69.8%	69.8%	69.8%
	査定支給分(勤勉相当)	30.2%	30.2%	30.2%
	(平均)	%	%	%
	最高～最低	32.5～28.9	32.5～28.9	32.5～28.9

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 113.4 ・年齢・地域勘案 101.5 ・年齢・学歴勘案 109.0 ・年齢・地域・学歴勘案 98.0
国に比べて給与水準が高くなっている理由	<p>当機構は、より実態を反映した対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)で98.0であり、国家公務員よりも低い給与水準となっている。なお、対国家公務員指数(年齢勘案)において、当機構の給与水準が国家公務員より高くなっている理由は以下の通りである。</p> <p>①地域手当の高い地域(1級地)に勤務する比率が高いこと(機構:83.4%、国:29.6%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当機構は、イノベーション創出に向けて一貫した研究開発マネジメントを担っており、有識者、研究者、企業など様々なユーズ及び専門家と密接に協議・連携して業務を行っている。そのため、それらの利便性から必然的に業務活動が東京中心となっている。 <p>②最先端の研究開発動向に通じた専門能力の高い高学歴な職員の比率が高いこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最先端の研究開発の支援、マネジメントなどを行う当機構の業務を円滑に遂行するためには、広範な分野にわたる最先端の研究開発動向の把握能力や研究者・研究開発企業間のコーディネート能力など幅広い知識・能力を有する専門能力の高い人材が必要であり、大学卒以上(機構:94.6%、国:53.6%、うち修士卒・博士卒(機構:49.3%、国:5.7%))の人材を積極的に採用している。 ・また、企業や研究機関での研究開発経験を持つ中途採用人材を年齢にかかわらず、即戦力として積極的に採用している。
給与水準の妥当性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 91.2%】 国からの財政支出額 138,590百万円、支出予算の総額 151,917百万円 【累積欠損額 75,114百万円(平成25年度決算)】 【管理職の割合 25.6%(常勤職員数 446名中114名)】 【大卒以上の高学歴者の割合 94.6%(常勤職員数446名中422名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 5.6%】 (支出総額 151,713百万円、給与・報酬等支給総額 8,485百万円:平成25年度決算)</p> <p>(法人の検証結果)</p> <p>1. 支出予算総額に占める国からの財政支出の割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当機構は、国からの財政支出及び自己収入をもとに、国の定めた科学技術基本計画の実施において中核的な役割を担う機関として国から示された中期目標を達成するため、我が国のイノベーションを生み出す研究開発・研究基盤整備に関する各種事業を実施するとともに、国等からの事業も幅広く受託し、国全体の科学技術基盤整備の強化に寄与している。 ・なお、当機構の成果としては、iPS細胞の研究、青色発光ダイオードの開発などがあるとともに、平成25年度に係る業務の実績に関する評価は、全てS又はAと評価されており、文献情報提供収入や研究成果の企業化に伴う開発費回収金など国庫支出以外の自己収入は約24億円(平成26年度予算)となっている。 <p>2. 累積欠損額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当機構の業務の一部である科学技術情報の流通促進を図る「文献情報提供事業」については、会計を他の事業を区別し、「文献情報提供勘定」により実施しており、政府出資金を原資として文献情報データベースを作成し研究者や企業の研究開発者などに提供することで、収入(平成26年度予算:約22億円)をあげている。 ・このデータベースのコンテンツ(情報資産)は、研究開発のライフラインの役割を果たしているが、道路や橋梁等のインフラ資産に比して、極めて短い償却期間に応じて財務会計上費用化され、償却期間経過後の財務会計上の資産価値は「0」となる。したがって、収支予算上は、出資金を含めた上で収支均衡とする予算構造の一方で、財務決算上では、収益とならない財源(出資金)による支出及び当該支出に係る取得資産の減価償却費により毎年度損失が発生し、これが財務決算上で繰越欠損金として整理され、累積してきたものとなっている。 ・なお、この繰越欠損金はいわゆる負債(借金)ではなく、財務諸表上勘案されない財産であり、この財産をもとに収入をあげているところである。 ・当機構では、この状況を踏まえ、「経費削減」、「収入の増加」、「事業内容の見直し・改善」の自己努力により収支を改善するべく、平成24年3月に策定した第Ⅲ期経営改善計画(平成24年度～平成28年度)に掲げた目標「民間事業者による新たな事業スキームのもと、国民の科学技術情報へのアクセスを継続的に担保するとともに、安定的な収入を確保のうえ、繰越欠損金の着実な縮減を図る。」に基づき、平成25年3月から事業移管している民間事業者に対して、業務の確実な実行や改善を促すため、密接に連携し、必要な支援を実施した。事業の民間移管に伴う、収入源が限定されている状況のもと、事業の合理化、経費の徹底的な削減等の努力により、6年連続での単年度黒字を達成し、当期損益の実績は315百万円と、経営改善計画の目標値256百万円を上回り、経営改善計画の計画値以上の累積欠損金の縮減を達成した。平成27年度以降についても、第Ⅲ期経営改善計画に沿って、繰越欠損金の着実な縮減を図っていくこととしている。 <p>3. 民間事業等との給与水準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当機構は、科学技術基本計画の中核的実施機関として科学技術イノベーションの創出に貢献するため、科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略の立案、科学技術イノベーション創出の推進、科学技術イノベーション創出のための基盤形成及びその他行政のために必要な業務などの事業を実施しており、当機構と同様の業務を全て網羅した民間企業はないと考えている。 ・なお、当機構の業務を適切に実施するためには、広範な科学技術分野にわたる最先端の研究開発動向の把握能力や研究者・研究開発企業間のコーディネート能力など幅広い知識・能力を有する専門能力の高い人材が必要であり、そのため、修士卒、博士卒の人材のみならず、民間事業での研究開発経験を持つ中途採用者などを積極的に採用しているところであるが、このような優秀な人材を確保するためには、ある程度、研究職に比肩しうる待遇とすることが重要であると考えている。

給与水準の妥当性の検証	<p><研究に関連する職種との比較></p> <p>○民間事業との比較 学術・研究開発機関※ 7,952千円(平均年齢 41.8歳) ※25～59歳／男性／大学・大学院卒／従業員10人以上</p> <p>○国家公務員との比較 国家公務員研究職 8,877千円(平均年齢 45.3歳)</p> <p>注:学術・研究開発機関については、「平成26年度賃金構造基本統計調査」の結果を用いて算出、また、国家公務員研究職については、「平成26年度国家公務員給与等実態調査」の結果を用いて推計した。</p> <p>○当機構の比較対象職員の状況 ・常勤職員欄の事務・技術 405人及び任期付職員欄の事務・技術(年俸制適用者を除く) 41人 計446人 ・446人の平均年齢 44.0歳、平均年間給与 7,737千円</p> <p>(主務大臣の検証結果) 地域・学歴差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていることから給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	今後も引き続き適正な給与水準の維持に努める。

4 モデル給与

○22歳(大卒初任給、独身)	月額 192,100円	年間給与 2,946,814円
○35歳(本部課長代理、配偶者・子1人)	月額 404,636円	年間給与 6,595,424円
○45歳(本部課長、配偶者・子2人)	月額 571,362円	年間給与 9,517,596円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

平成18年度より人事評価制度を導入し、職員の勤務成績及び能力評価を実施して昇給及び期末手当(6月期及び12月期)への反映を行っており、今後も継続していく考えである。

III 総人件費について

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 8,955,529	千円 8,484,759	千円 8,880,212
退職手当支給額 (B)	千円 215,346	千円 232,636	千円 238,370
非常勤役員等給与 (C)	千円 3,238,313	千円 3,326,476	千円 3,751,427
福利厚生費 (D)	千円 1,638,811	千円 1,472,700	千円 1,544,364
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 14,047,999	千円 13,516,571	千円 14,414,373

注:中期目標管理法人及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

<p>全ての区分について前年度比で増加しており、最広義人件費では前年比6.6%増となっているが、これは国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律を踏まえた減額措置が平成25年度末で終了したこと等が主な要因である。</p> <p>役職員の退職手当について、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)を踏まえ、以下の措置(調整率87/100)を実施した。</p> <p>役員に関する講じた措置:調整率87/100。(経過措置:平成25年1月1日～同年9月30日 98/100、同年10月1日～平成26年6月30日 92/100)</p> <p>職員に関する講じた措置:調整率87/100。(経過措置:平成25年11月1日～平成26年7月31日 98/100、同年8月1日～平成27年4月30日 92/100)</p>

IV その他

特になし
